

## 安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領に用いる用語は、要綱第2条に定めるところによる。

2 要綱第2条に定めのない用語については、（別添）用語一覧に定めるところによる。

### (第三者委員会)

第3条 要綱第3条の規定により設置する安全で美味しい島根の県産品認証制度検証委員会及び安全で美味しい島根の県産品認証審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の設置及び運営については、第三者委員会設置要領に定めるところによる。

### (認証の対象となる範囲)

第4条 農産物、林産物及び畜産物の認証の範囲は、認証区分と各生産工程区分の組み合わせとし、次表のとおりとする。水産物においては、一連の生産工程を認証の対象とするため、生産工程区分を設けない。

認証区分	生産工程区分			
農産物 (青果物)	—	栽培・ 収穫工程	取扱い工 程	—
農産物 (穀物)	—	栽培・ 収穫工程	取扱い工 程	精米工程
農産物 (茶)	—	栽培・ 収穫工程	取扱い工 程	仕上げ茶 工程
畜産物	自給飼料 生産工程	飼養・畜産物取扱い 工程	—	—
林産物	菌床製造 工程	栽培・ 収穫工程	取扱い工 程	—
水産物	※生産工程区分を設けない			

- 2 農産物及び林産物において栽培工程のみを認証の対象とすることはできない。
- 3 林産物における菌床製造工程及び畜産物における自給飼料生産工程を認証範

囲に含むかどうかは選択できることとするが、本工程のみを認証の対象とすることはできない。

- 4 穀物の認証において、精米工程を認証範囲に含める場合、取扱い工程を認証範囲に含めなければならない。同様に、茶の認証において、仕上げ茶工程を認証範囲に含める場合、取扱い工程を認証範囲に含めなければならない。
- 5 その他知事が適当であると認めた場合は、生産工程区分以外の認証範囲の限定を認める。

### **(工程認証)**

第5条 要綱第4条第2項の規定による生産工程の中途までの認証は、収穫より後の工程において認証品と非認証品の区分管理が困難な場合について、栽培から収穫、生産物取扱い施設への搬入までの一連の工程(「栽培・収穫工程」という。)を対象として行う。

### **(認証基準)**

第6条 知事は、要綱第5条の規定により、次の各号に掲げるところにより認証基準を設定する。

- (1) 要綱第5条第1項第1号の規定による生産工程管理基準については、より安全な農林水産物を生産するために必要な事項を定め、それを実践して、記録に残す取り組みである生産工程管理手法に関する項目を設定する。
  - (2) 要綱第5条第1項第2号の規定による団体事務局基準については、農林水産物の統一的な生産出荷基準及びその遵守に関する項目を設定する。
- 2 知事は、要綱第5条第2項の規定により、前項の基準を設定又は変更したときは、審査委員会の審査に付す。

### **(産品アピール)**

第6条の2 要綱第1条に規定されている目的に資するため、認証を受ける産品に関する産品アピールを次の各号に掲げる項目のうち、任意の項目について、申請書(様式第1号又は様式第1号の2)の産品アピール欄により行う。

- (1) 味
- (2) 香り
- (3) 食感
- (4) 外観
- (5) 品種特性
- (6) 鮮度保持の取組
- (7) 生産上の特徴やこだわり・努力
- (8) その他(美味しい食べ方、調理法等)

### **(認証の申請及び受理)**

第7条 要綱第8条の規定により、認証を申請しようとする生産者は、認証区分

毎に申請書（様式第1号又は様式第1号の2）、誓約書（様式第2号）及び申請品目リスト（様式第2号の2）並びに産品出荷計画書（様式第2号の3）を知事に提出しなければならない。また、既認証取得者が新たな品目で認証を取得しようとする場合もこれに従う。なお、誓約書（様式第2号）は、1度の申請につき1部提出すればよいものとする。

- 2 団体認証の場合は、前項に加えて構成員別生産出荷計画書（様式第2号の4）及び団体組織図を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の申請書類は、現地審査希望時期の概ね1ヶ月前までに知事に提出しなければならない。
- 4 要綱第4条第2項の規定による生産工程の中途までを認証とする場合及び要領第4条により認証の対象を限定する場合は、申請品目リスト（様式第2号の2）の特記事項欄にその旨を記載しなければならない。
- 5 申請書の受理期間、現地審査の実施期間及び審査委員会開催時期については、次表のとおりとする。

申請書 受理期間	現地審査 実施期間※	審査委員会 開催時期
1月から3月まで	1月下旬から4月まで	6月又は7月
4月から6月まで	4月から7月まで	9月又は10月
7月から9月まで	7月から10月まで	12月又は翌年1月
10月から12月まで	10月から翌年1月中旬まで	翌年3月

※やむを得ず現地審査の実施が上記期間を超える場合であっても、審査委員会開催の2ヶ月前までには終えること。

- 6 申請書受理後に申請を取り下げの場合、申請者は申請取り下げ届（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

### （認証基準適合の審査）

第8条 農林水産部長は、要綱第9条第1項の規定により、前条の規定により提出された申請について、次に掲げるところにより現地審査する。

- (1) 現地審査の実施については、事前に申請者に通知する。
- (2) 要綱第7条第4号の規定する団体の場合は、構成員（生産者）の現地審査は団体を構成する構成員（生産者）数の平方根以上（小数点以下切り捨て）とする。
- (3) 一般財団法人日本GAP協会が定めるJGAP又はASIAGAPの認証を有する者については、JGAP等差分審査要領に定めるところにより、認証基準の一部の確認を省略することができる。
- (4) 努力項目にかかる「不適合」については、是正の実施の有無は認証の可否に影響しない。
- (5) 現地審査は、前各号に掲げるもののほか、別に定める現地審査規程による。

- 2 現地審査の後、専門部会により現地審査の実施内容及び是正実施状況の確認等の審査を行う。
- 3 知事は、要綱第9条の規定により、第1項及び第2項の現地審査及び専門部会による審査が終了したときは、審査委員会の審査に付す。

#### **(認証書の交付等)**

- 第9条 知事は、要綱第9条の規定により、認証を決定したときは、当該申請者に対し認証書（様式第4号）を交付する。
- 2 知事は、要綱第9条の規定により、認証できないと決定したときは、当該申請者に対し認証しない旨をその理由を付して通知する。

#### **(認証書の保管)**

- 第10条 認証取得者は、認証書を適正に保管するとともに、認証書を紛失又は破損したときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出を受理したときは、認証書を再交付する。

#### **(認証内容の変更届)**

- 第11条 認証取得者は、要綱第11条の規定により、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、変更届（様式第5号）により、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- (1) 認証取得者の住所、氏名、所在地、名称、連絡先又は代表者が変更になったとき
  - (2) 団体の認証において、認証申請時の事務局責任者が交替したとき
  - (3) 生産工程の外部委託を新たに始めたとき、あるいは、その内容に変更があったとき
  - (4) 団体の認証において、構成員（生産者）の変更又は収穫、飼養、水揚げより後の工程を取り扱う生産物取扱い施設（以下「生産物取扱い施設」という。）の新設若しくは変更があったとき
  - (5) 認証された生産工程区分及び認証の対象の限定を変更しようとするとき
  - (6) 同一の認証番号で複数品目の認証を取得しており、そのうち一部の品目の認証を取り下げようとするとき
  - (7) その他県が報告を必要と認める事項が生じたとき
- 2 前項第4号において、構成員（生産者）の増減があった場合は、変更届（様式第5号）併せて構成員別生産出荷計画書（様式第2号の4）を知事に届け出なければならない。なお、構成員別生産出荷計画書は記載内容に漏れが無ければ任意の様式で可とする。
- 3 前項において構成員（生産者）の増加があった場合は、内部監査が完了した後知事に届け出るものとする。
- 4 農林水産部長は、第1項第3号から第5号及び第7号において下記に該当する場合は、第8条の規定に準じ、認証基準適合の確認を行う。

- (1) 第4号で構成員（生産者）数が従前の現地審査（更新申請による現地審査及び監査を含む）時より、50%以上増加したとき。
- (2) 第4号で生産物取扱い施設の新設又は変更があったとき。
- (3) 第3号、第5号、第7号で認証基準適合の確認が必要と認められるとき。
- 5 前項第1号の確認は、変更届の提出があった日から2ヶ月以内に新たに加入した構成員（生産者）に対し行う。この場合の実施数は、新たに加入した構成員（生産者）の平方根以上（小数点以下は切り捨て）とする。
- 6 第4項の確認は、第13条に基づく更新申請の現地審査、又は第17条に規定する監査における現地審査に併せて実施することができる。
- 7 知事は、変更届に基づき、認証書記載事項に変更が生じた場合は、新たに認証書を交付する。ただし代表者の変更で認証取得者が新たに認証書の交付を希望しない場合を除く。
- 8 前項により新たに認証書の交付を受けた認証取得者は、変更前の認証書を知事に返納しなければならない。

#### **（認証の更新申請）**

- 第12条 認証期間の更新を申請する認証取得者は、要綱第12条の規定により、第7条の規定に準じ更新申請を行わなければならない。
- 2 更新申請の申請書類は認証期間満了日の1年前から提出することができる。

#### **（更新申請の受理及び審査等）**

- 第13条 前条の規定により提出された更新申請書類の受理及び審査等については、第7条から第9条の規定に準じて処理する。

#### **（認証の表示）**

- 第14条 要綱第13条の規定による認証マークの規格及び使用方法等については、認証マーク使用規程に定めるところによる。
- 2 第5条の規定による認証及び認証品と非認証品の区分管理が困難な場合にあつては、産品に認証品である旨の表示をすることはできない。

#### **（残留農薬検査等）**

- 第15条 要綱第14条の規定による残留農薬検査等については、残留農薬等検査規程に定めるところによる。

#### **（実績報告）**

- 第16条 認証取得者は、要綱第15条の規定により、毎年1月から12月までの認証された農林水産物の生産出荷等の実績について、翌年2月15日までに生産出荷等実績報告書（様式第6号）により、知事に報告しなければならない

#### **（監査）**

第17条 農林水産部長は、要綱第16条の規定により、認証取得者の当該農林水産物の生産出荷等の状況について、第8条第1項に規定する現地審査の実施により監査する。

#### **(認証の一時停止及び取り消し)**

- 第18条 知事は、要綱第17条の規定により、認証の取り消しを決定したときは、当該認証取得者に対し、認証取消通知書(様式第7号)により通知する。
- 2 県は、要綱第17条の認証の一時停止及び取り消し後において認証マークの使用を認めない。また、生産物が認証品と誤認されないように、認証書の返納、認証シールの返納を求めるなどの必要な措置を講じる。
- 3 認証一時停止の解除については、危機管理行動規程に定めるところによる。
- 4 要綱第17条第3項について、認証取得者は、認証された農林水産物全ての生産を取りやめた場合、要綱第6条に規定する要件の維持をやめた場合、及び要綱第7条に規定する申請者要件を満たさなくなった場合には、速やかに認証取り下げ届(様式第8号)を、知事に提出しなければならない。

#### **(事故等の対応)**

第19条 県及び認証取得者は、要綱第21条の規定により、事故等が発生した場合においては、別に定める危機管理行動規程に従って適切に対応する。

#### **(書類等の保存)**

第20条 認証取得者は、当該認証の申請、報告等の手続きに係る書類について、その手続きがなされた日が属する年の翌年から4年間保存しなければならない。

#### **(農林水産振興センター等の関与)**

第21条 隠岐支庁長及び各農林水産振興センター所長は、認証を受けようとする生産者等に対して、普及指導員、林業普及指導員、水産業普及指導員及び獣医師等による指導・助言に努める。

#### **(業務委託)**

第22条 知事は次の業務を委託できるものとする。

- (1) 第8条第1項に基づく現地審査業務
  - (2) 第11条第4項に基づく認証基準適合確認業務
  - (3) 第13条に基づく現地審査業務
  - (4) 第17条に基づく監査に係る現地審査業務
- 2 知事が前項に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの項の「農林水産部長」は、「業務受託者」に読み替えるものとする。

附則

この要領は、平成21年1月21日から施行する。

附則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附則

1 要綱第4条の規定により以下のとおり定める。

(1) 基本基準による申請の受理は、令和元年12月末までとする。

(2) 基本基準による認証取得者は、令和2年度まで第9条に定める申請を基本基準により行うことができる。

(3) 令和2年度に限り、基本基準による認証取得者で令和3年以降に認証の有効期間が満了する者についても、基本基準による更新申請をすることができる。

(4) 令和2年度の基本基準による認証の認証期間は要綱第9条及び第11条の2の規定に関わらず最長で令和5年度末までとする。

2 この要領は、令和元年7月8日から施行する。

附則

1 この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 安全で美味しい島根の県産品認証（更新）申請書

申請年月日： 年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地：  
氏名又は法人・組織名：  
役職名・代表者名：

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

ふりがな	
認証書に記載する 農場名・役職・氏名	※申請者名と同一の場合は記載不要

審査の種類	<input type="checkbox"/> 初回	<input type="checkbox"/> 更新
-------	-----------------------------	-----------------------------

## 担当者情報（申請に関する問い合わせ先）

氏名：	電話番号：
メールアドレス：	

## 1. 申請基本情報 ※該当するもの1つにチェックを入れてください

認証区分	<input type="checkbox"/> 青果物	<input type="checkbox"/> 穀物	<input type="checkbox"/> 茶
	<input type="checkbox"/> 林産物	<input type="checkbox"/> 畜産物	<input type="checkbox"/> 水産物
品目名 ※申請するすべての品目を記載してください			

## 2. 美味しまね認証等取得状況 ※該当するものにチェックを入れてください

<input type="checkbox"/> 他品目で美味しまね認証を取得している	<input type="checkbox"/> 本申請にかかる認証の有効期間を、先に取得した認証の有効期間にあわせる (認証番号： 号)		
<input type="checkbox"/> 美味しまね認証を取得した団体の構成員である (団体名： )			
取得しているGAP認証 (複数可)	<input type="checkbox"/> GLOBALG.A.P.	<input type="checkbox"/> ASIAGAP	<input type="checkbox"/> JGAP

## 3. 認定農業者又は認定新規就農者 ※該当するものにチェックを入れ、( )内を記入してください

<input type="checkbox"/> 認定農業者（認定年度： ）	<input type="checkbox"/> 認定新規就農者（認定年度： ）
--	--



4. 産品アピール ※申請するすべての品目について記載してください	
アピール内容※1	品目名※2

※1：アピール内容例

- ①味、②香り、③食感、④外観、⑤品種特性、⑥鮮度保持の取組、⑦生産上の特徴やこだわり・努力、  
⑧その他（美味しい食べ方、調理法ほか）

※2：申請する品目すべてに共有なアピール内容である場合は、「全品目」と記載してください

（注）アピール内容は、虚偽、誇大表現の無いよう、誠実に記入してください。

添付資料

<input type="checkbox"/>	誓約書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>	申請品目リスト(様式第2-2号)
<input type="checkbox"/>	産品出荷計画書(様式第2-3号)		

## 安全で美味しい島根の県産品認証（更新）申請書

申請年月日： 年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地：

団体名：

代表者名：

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

ふりがな	
認証書に記載する 団体名	※申請者名と同一の場合は記載不要

審査の種類	<input type="checkbox"/> 初回	<input type="checkbox"/> 更新
-------	-----------------------------	-----------------------------

担当者情報（申請に関する問い合わせ先）	
氏名：	電話番号：
メールアドレス：	

1. 申請基本情報 ※該当するもの1つにチェックを入れてください			
認証区分	<input type="checkbox"/> 青果物	<input type="checkbox"/> 穀物	<input type="checkbox"/> 茶
	<input type="checkbox"/> 林産物	<input type="checkbox"/> 畜産物	<input type="checkbox"/> 水産物
品目名		構成員数	戸

2. 団体情報			
取得している認証GAP (複数可)	<input type="checkbox"/> GLOBALG.A.P.	<input type="checkbox"/> ASIAGAP	<input type="checkbox"/> JGAP
事務局責任者 ※担当者情報と同様の場合は 氏名のみ記入してください	氏名：	電話番号：	
	メールアドレス：		
団体の管理する施設※1	名称：	所在地：	
	名称：	所在地：	
	名称：	所在地：	

※1 団体として管理する集出荷調製施設等があれば、その名称及び所在地を記載する。

4. 産品アピール ※申請するすべての品目について記載してください	
アピール内容※1	品目名※2

※1：アピール内容例

- ①味、②香り、③食感、④外観、⑤品種特性、⑥鮮度保持の取組、⑦生産上の特徴やこだわり・努力、⑧その他（美味しい食べ方、調理法ほか）

※2：申請する品目すべてに共有なアピール内容である場合は、「全品目」と記載してください

（注）アピール内容は、虚偽、誇大表現の無いよう、誠実に記入してください。

添付資料

<input type="checkbox"/>	誓約書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>	申請品目リスト(様式第2-2号)
<input type="checkbox"/>	産品出荷計画書(様式第2-3号)	<input type="checkbox"/>	構成員別生産出荷計画書(様式第2-4号)
<input type="checkbox"/>	団体組織図(様式は任意)		

様式第2号（第7条・第12条関係）

# 誓 約 書

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地：  
氏名又は法人・団体名：  
役職名・代表者名：

安全で美味しい島根の県産品認証取得に当たり、下記のとおり誓約します。

## 記

	内容	同意
1	安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。）、安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領及びその他美味しまね認証に係る各種規定を理解し、遵守します。	<input type="checkbox"/> 同意する
2	要綱第5条に規定する認証基準を遵守し、この制度の適正な運用に努めます。	<input type="checkbox"/> 同意する
3	要綱第16条に規定する監査に協力します。	<input type="checkbox"/> 同意する
4	年1回以上自己点検（もしくは内部監査）を実施し、継続的な農場経営の改善に努めます。	<input type="checkbox"/> 同意する
5	農林水産物の生産出荷、流通又は販売の過程において、品質等に関する事故等が発生した場合は、要綱第21条の規定に従い、責任をもって対処します。	<input type="checkbox"/> 同意する

様式第2号の2号（農産物）（第7条・第12条関係）

申請品目リスト（農産物）

1	品目名※1：		商標名等※2：	
	生産工程管理区分：	<input type="checkbox"/> 栽培・収穫工程	<input type="checkbox"/> 取扱い工程	<input type="checkbox"/> 精米工程 仕上げ茶工程
	生産工程の委託状況※3：	委託作業名：		
	特記事項： 該当する項目にチェックを入れ、内容を（ ）に記載※4	<input type="checkbox"/> 収穫より後の工程において認証品と非認証品の区分管理が困難 <input type="checkbox"/> 特定の品種、栽培方法、栽培施設のみを認証の対象とする （ ）		
2	品目名※1：		商標名等※2：	
	生産工程管理区分：	<input type="checkbox"/> 栽培・収穫工程	<input type="checkbox"/> 取扱い工程	<input type="checkbox"/> 精米工程 仕上げ茶工程
	生産工程の委託状況※3：	委託作業名：		
	特記事項： 該当する項目にチェックを入れ、内容を（ ）に記載※4	<input type="checkbox"/> 収穫より後の工程において認証品と非認証品の区分管理が困難 <input type="checkbox"/> 特定の品種、栽培方法、栽培施設のみを認証の対象とする （ ）		
3	品目名※1：		商標名等※2：	
	生産工程管理区分：	<input type="checkbox"/> 栽培・収穫工程	<input type="checkbox"/> 取扱い工程	<input type="checkbox"/> 精米工程 仕上げ茶工程
	生産工程の委託状況※3：	委託作業名：		
	特記事項： 該当する項目にチェックを入れ、内容を（ ）に記載※4	<input type="checkbox"/> 収穫より後の工程において認証品と非認証品の区分管理が困難 <input type="checkbox"/> 特定の品種、栽培方法、栽培施設のみを認証の対象とする （ ）		

<記入上の注意>

※1 品目名：別添「品目名一覧（農産物・畜産物・林産物・水産物）」に記載のあるものは、「代表表記」又は「他の表記」に記載された名称を記載する。

※2 商標名等：品目名に記載した名称とは異なる名称（商標名、商品名等）を認証書に記載する必要がある場合に記載する。

※3 生産工程の委託状況：認証の対象となる生産工程に直接関わる作業の一部を外部の組織に委託している場合、その作業名を記載する。

※4 特記事項：生産する複数の品種のうち特定の品種のみを認証対象とする場合、特定の栽培方法及び栽培施設のみを認証の対象とする場合にその内容を記載する。





様式第2号の2（水産物）（第7条・第12条関係）

申請品目リスト（水産物）

1	品目名※1：		商標名等※2：	
	生産工程の委託状況※3：	委託作業名：		
	特記事項※4： 該当する項目にチェックを入れ、 内容を（ ）に記載	<input type="checkbox"/> 特定の品種、栽培方法、栽培施設のみを認証の対象とする （ ）		
2	品目名※1：		商標名等※2：	
	生産工程の委託状況※3：	委託作業名：		
	特記事項※4： 該当する項目にチェックを入れ、 内容を（ ）に記載	<input type="checkbox"/> 特定の品種、栽培方法、栽培施設のみを認証の対象とする （ ）		
3	品目名※1：		商標名等※2：	
	生産工程の委託状況※3：	委託作業名：		
	特記事項※4： 該当する項目にチェックを入れ、 内容を（ ）に記載	<input type="checkbox"/> 特定の品種、栽培方法、栽培施設のみを認証の対象とする （ ）		

<記入上の注意>

※1 品目名：別添「品目名一覧（農産物・畜産物・林産物・水産物）」に記載のあるものは、「代表表記」又は「他の表記」に記載された名称を記載する。

※2 商標名等：品目名に記載した名称とは異なる名称（商標名、商品名等）を認証書に記載する必要がある場合に記載する。

※3 生産工程の委託状況：認証の対象となる生産工程に直接関わる作業の一部を外部の組織に委託している場合、その作業名を記載する。

※4 特記事項：生産する複数の品種のうち特定の品種のみを認証対象とする場合、特定の栽培方法及び栽培施設のみを認証の対象とする場合にその内容を記載する。



産品出荷計画書

1	品目名※1：		生産期間※2：		月～ 月	出荷期間※2：		月～ 月	
	生産面積 (数量) ※3	現状：	出荷 数量※4	現状：		品目全体の 生産面積※5：			
		目標： (4年後)		目標： (4年後)					
	主な出荷形態・出荷先：		記載例) 段ボール出荷・市場、鉄コンテナ・JAアグリ 等						
	備考：								
2	品目名※1：		生産期間※2：		月～ 月	出荷期間※2：		月～ 月	
	生産面積 (数量) ※3	現状：	出荷 数量※4	現状：		品目全体の 生産面積※5：			
		目標： (4年後)		目標： (4年後)					
	主な出荷形態・出荷先：		記載例) 段ボール出荷・市場、鉄コンテナ・JAアグリ 等						
	備考：								
3	品目名※1：		生産期間※2：		月～ 月	出荷期間※2：		月～ 月	
	生産面積 (数量) ※3	現状：	出荷 数量※4	現状：		品目全体の 生産面積※5：			
		目標： (4年後)		目標： (4年後)					
	主な出荷形態・出荷先：		記載例) 段ボール出荷・市場、鉄コンテナ・JAアグリ 等						
	備考：								

<記入上の注意>

- ※1 品目名 : 様式2号の2より転記する
- ※2 生産期間、出荷期間 : 通年の場合は「通年」と記載する
- ※3 生産面積（数量） : 農産物はaもしくはhaで面積を記載する  
林産物、畜産物及び水産物は、a、kg、本、頭等の適する単位を選択し記載する
- ※4 出荷数量 : 申請時に当該年の出荷が終わっていない場合は、申請年の出荷見込み数量を記載する  
成園化していない果樹等、申請時に出荷実績が無い場合は、その旨を備考に記載する
- ※5 品目全体の作付面積 : 様式2-2号の特記事項で品種や栽培方法等で認証を限定する場合、品目全体の作付面積を記載する

様式第2号の4（第7条・第11条・第12条関係）

構成員別生産出荷計画書（団体認証用）

No.	構成員（生産者）情報				生産面積・飼養頭数等（a、頭等）		出荷数量（kg、頭等）	
	氏名	住所	認定農業者	認定新規就農者	現状	目標	現状	目標
1					a	a	kg	kg
2					a	a	kg	kg
3					a	a	kg	kg
4					a	a	kg	kg
5					a	a	kg	kg
6					a	a	kg	kg
7					a	a	kg	kg
8					a	a	kg	kg
9					a	a	kg	kg
10					a	a	kg	kg
11					a	a	kg	kg
12					a	a	kg	kg
13					a	a	kg	kg
14					a	a	kg	kg
15					a	a	kg	kg
合計					a	a	kg	kg

<記入上の注意>

※認定農業者又は認定新規就農者に該当する者については、該当欄に○を記入すること。

※目標欄には、認証4年目の数値目標を記載すること。

※記載項目を満たしていれば任意の様式でも構わない。

## 安全で美味しい島根の県産品認証書

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱第 9 条の規定に基づき、  
下記のとおり認証します。

年 月 日

様

島根県知事

1 品目名	
2 商標名等	
3 認証の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 認証基準	
5 認証区分	
6 特記事項	

様式第5号（第11条関係）

安全で美味しい島根の県産品認証変更届

年 月 日

島根県知事 様

認証取得者

住所又は所在地	〒 ー
氏名又は法人・団体名及び代表者名	

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱第11条の規定により、申請内容に変更が生じたので、届け出ます。

認証番号	産G第 号	認証年月日	年 月 日
1 変更事項			
2 変更理由			
3 変更事由の生じた年月日		年 月 日	

安全で美味しい島根の県産品生産出荷等実績報告書

年 月 日

島根県知事 様

認証取得者 住所又は所在地

氏名又は法人・団体名及び代表者名

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱第15条の規定により、報告します。

認証番号	認証 産 G 第 号	生産出荷年	年 (1月~12月)
品目名 (商標名等)			
生産出荷等の現状	(1)生産面積・生産数量 【農産】生産面積 (ha または a) 【畜産・林産・水産】生産数量 (kg,本,頭,羽)		
	(2)出荷先数 (件)	件	
	昨年と比べて増加又は減少した理由		
	(3)出荷数量	(kg、本、頭、個等)	
	昨年と比べて増加又は減少した理由		
	(4)出荷金額 (円)	円	
	昨年と比べて増加又は減少した理由		
	出荷先別の出荷金額の割合 (%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場 (JA経由含む) %</li> <li>・小売店、スーパー、量販店 %</li> <li>・飲食店、加工業者 %</li> <li>・一般消費者 (通販含む) %</li> </ul>	
	(5)認証マーク (データ・シール) の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	使用有の場合	<input type="checkbox"/> 認証品又は容器包装等 <input type="checkbox"/> 認証品のPR用資材等 <input type="checkbox"/> 事業所または施設等で掲示 <input type="checkbox"/> ホームページ等に表示 <input type="checkbox"/> その他	
	【データ】使用しているものにチェック	今期使用数	枚
	【シール】使用枚数	12月末在庫数	枚
生産・出荷・販売上の課題とご自身の対応			

※団体の場合は、別紙「団体認証の構成員別実績集計表」を作成し、本報告書に添付する。

別紙

団体認証の構成員別実績集計表（ 年）

団体名： \_\_\_\_\_

団体認証構成員			生産面積・生産数量 (ha、kg、本、頭 等)	出荷数量 (kg、本、頭、個 等)
番号	住所	氏名		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
計			実績報告書(1)	実績報告書(3)

様式第7号（第18条関係）

**安全で美味しい島根の県産品認証取消通知書**

年 月 日

様

島根県知事

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱第17条の規定に基づき、下記の認証を取り消しますので通知します。

記

1 認証番号	産G第 号	2 品目名	
3 取消の理由			

様式第8号（第18条関係）

安全で美味しい島根の県産品認証取り下げ届

年 月 日

島根県知事 様

認証取得者

住所又は所在地	〒 ー
氏名又は法人・団体名及び代表者名	

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領第17条の規定により、認証の取り下げを届け出ます。

認証番号	産G第 号
認証年月日	
認証対象品目	
取り下げ理由 〔理由及び理由発生時期について記述〕	



様式第9号（第7条関係）

安全で美味しい島根の県産品認証 申請取り下げ届

年 月 日

島根県知事 様

申請者

住所又は 所在地	〒 ー
氏名又は法人・団体名 及び代表者名	

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領第7条の規定により、申請の取り下げを届け出ます。

申請年月日	
申請品目	
取り下げ理由	

(別添)

品目名一覧（農産物・畜産物・林産物・水産物）

【農産物（青果物）】

（令和6年4月改定）

代表表記	他の表記
アーティチョーク	チョウセンアザミ
藍	
アイスプラント	ソルトリーフ、クリスタルリーフ
あさつき	
あしたば	
味美菜	
あすっこ	
アスパラガス	アスパラ、ホワイトアスパラ、グリーンアスパラ
アピオス	
甘長とうがらし	伏見とうがらし、万願寺とうがらし、三宝とうがらし、青とうがらし
いちご	
うど	
うるい	
えごま	えごま（葉）、※種子は穀物
エシャレット	※生食用に軟白栽培された根ラッキョウを指す
エシャロット	ベルギーエシャロット ※香味野菜（英名：シャロット）
エストラゴン	フレンチタラゴン、ロシアンタラゴン
えだまめ	
エンサイ	エンツァイ、空芯菜、ウオンツァイ、あさがおな
エンダイブ	エンディープ、アンディープ
えんどうまめ（未成熟）	グリーンピース
大麦若葉	
おかひじき	
オゼイユ	ソレル、すかんぼ
オクラ	
オレガノ	
芥藍	芥藍菜、チャイニーズケール
かいわれだいこん	
カキドオシ	レンセンソウ
かき菜	宮内菜
かぶ	すずな、津田かぶ、飯島かぶ
かぼちゃ	ミニカボチャ、コリンキー

代表表記	他の表記
カモミール	
からし菜	わさび菜、レッドマスタード ※わさび菜、たかな(高菜)は、からし菜の変種、選抜種
カリフラワー	ハナヤサイ、ロマネスコ、パープルカリフラワー
カレープラント	
カワラケツメイ	
きくいも	
きだちとうがらし	
キャベツ	ちりめんキャベツ、サボイキャベツ、紫キャベツ、赤キャベツ、甘藍
きゅうり	ミニキュウリ
京いも	
ぎょうじゃにんにく	
きょうな	
金糸瓜	そうめんうり、そうめんかぼちゃ、いとかぼちゃ
クレソン	サラダクレソン
くわい	
ケール	カーボロネロ、カーリーケール、レッドケール
ケロッコ	アレッタ
コールラビ	カブカンラン
紅葉苔	フォンツアイタイ、こうさいたい
高麗人参	朝鮮人参、おたね人参
ごぎょう	
ごごみ	くさそてつ
ごぼう	サラダゴボウ、堀川ごぼう、秋鹿ごぼう、ミニゴボウ
こまつな	
こもちたかな	祝蕾
こんにやくいも	こんにやく
ザーサイ	
サツマイモ	かんしょ、むらさきいも、安納いも
さといも	
さとうきび	
サニーレタス	レッドオーク、イタリアンレッドオーク、グリーンオーク
サフラン	
サボリー	サリエット、セボリー、キダチハッカ
さやいんげん	ドジョウインゲン、モロッコインゲン
さやえんどう	きぬさや、スナックえんどう、スナップえんどう

代表表記	他の表記
サラダ菜	
さんしょう	はじかみ、さんしょ
サンチュ	かきちしゃ、サンチュ、包菜、チマサンチュ、赤サンチュ
山東菜	
しかくまめ	うりずんまめ
ししとう	ししとうがらし
しそ	大葉、青じそ、赤じそ、穂じそ
自然薯	
じゃがいも	ばれいしょ、丸芋
しゅんぎく	菊菜、大葉春菊、サラダ春菊
じゅんさい	
しょうが	根しょうが、葉しょうが、大しょうが、小しょうが
食用花	エディブルフラワー
食用ぎく	
食用タンポポ	ダンデライオン、ダンディリオン
食用バラ	
しろうり	
しろな	大阪しろな、天満菜
しんとり菜	ちりめん白菜
スイートコーン	とうもろこし、ヤングコーン、ベビーコーン
すいか	小玉すいか
ずいき	赤ずいき、白ずいき、青ずいき
水前寺菜	金時草、ハンダマ
ズッキーニ	
スプラウト	※もやし、かいわれだいこん、豆苗以外の新芽野菜
西洋ごぼう	サルシファイ、サルシフィ
西洋ねぎ	リーキ、リーク、ポロ葱、レッドポアロ
セージ	
せり	黒田せり
セルリアック	いもセルリー、根セルリー、ルーテッドセロリ
セルリー	セロリ、ミニセロリ、オランダみつば、芹菜、セロリホワイト
セレベス	
そらまめ (未成熟)	
ターサイ	ターツァイ
だいこん	紅白だいこん、紅芯大根、辛味大根、すずしろ
タイム	

代表表記	他の表記
たかな	かつお菜
たけのこ	
たまねぎ	
たらの芽	たらの木
チコリ	
ちぢみ菜	
チャイブ	シブレット、セイヨウアサツキ、エゾネギ
チャービル	
ちんげんさい	ミニチンゲンサイ
ツルムラサキ	ラオコエイ、落葵
ディル	
てんさい	ビート、さとうだいこん
とうがらし	鷹の爪、八房
とうがん	
とうのいも	えびいも
豆苗	
トマト	大玉トマト、中玉トマト、ミディトマト、加工用トマト
トレビス	トレビッツ、赤チコリ
とんぶり	ほうきぎ、ほうきぐさ
長いも	トロロイモ
なす	賀茂なす、水ナス
ナスタチウム	きんれんか
なずな	
なた豆(未成熟)	
なばな	菜の花、アブラナ、オータムポエム、はなな
にがうり	ゴーヤー、ツルレイシ
にら	
にんじん	金時にんじん、黄にんじん
にんにく	葉にんにく、茎にんにく、ニンニクの芽
ねぎ	長ねぎ、小ネギ、芽ねぎ、葉ねぎ、九条ねぎ、白ねぎ、青ねぎ
根パセリ	ルートパセリ
野沢菜	
のらぼう菜	
パースニップ	アメリカボウフウ、サトウニンジン
バイマックルー	こぶみかん(の葉)
はくさい	ミニはくさい

代表表記	他の表記
ハマボウフウ	
パクチー	こうさい、香菜、コリアンダー、シャンツァイ
パクチョイ	
はぐらうり	
はこべら	
バジル	バジリコ、スイートバジル
パセリ	イタリアンパセリ
葉だいこん	
はつかだいこん	ラディッシュ
発芽にんにく	スプラウトにんにく、芽子にんにく
パプリカ	
はやとうり	
ビーツ	テーブルビート、火焰菜、レッドビート
ピーマン	こどもピーマン
ひゆ菜	バイアム、チャイニーズ・スピナッチ、アマランサスレッド、紅ヒユナ、レッドベルベット
広島菜	
フェンネル	ういきょう
ふき	
ふきのとう	
ふじみ菜	ミネラル菜
ふだんそう	スイスチャード
ブロッコリー	スティックセニョール、アレッタ
べかな	
へちま	
べにばな	
ベビーリーフ	ベビーサラダ、レタスマックス
ペピーノ	
べんり菜	
ほうれんそう	チヂミホウレンソウ
ほおずき (食用)	
ホースラディッシュ	わさびだいこん、山わさび、蝦夷わさび、西洋わさび
ホップ	
ほとけのぎ	
マーシュ	コーンサラダ、ラムズレタス
まくわうり	
まこもたけ	まこも

代表表記	他の表記
マジョラム	マージョラム、スイートマジョラム
マスタードグリーン	※海外で育成されたからし菜の一種
みずな	赤茎みずな
みつば	糸三つ葉、根みつば、切みつば、青みつば
ミニトマト	
みぶな	
みょうが	
ミント	ペパーミント、スペアミント、アップルミント
むかご	
芽キャベツ	プチヴェール
メロン	マスクメロン、アンデスメロン、アムスメロン、プリンスメロン、アールスメロン
もやし	緑豆もやし、大豆もやし、ブラックマッペもやし
モロヘイヤ	
ヤーコン	
やつがしら	
やまといも	大和芋、イチョウ芋
ゆうがお	かんぴょう
ゆりね	
よもぎ	
らっかせい (生)	
らっきょう	
リーフレタス	フリルレタス、ブリーツレタス、グリーンリーフ、グリーンリーフレタス、ハンサムレッド、葉ちしゃ、リボンレタス、グリーンカール
ルッコラ	セルバチコ、ルーコラ、エルーカ、セルバチカ、ロケット
ルバーブ	
レタス	ちしゃ、結球レタス
レモングラス	
レモンバーベナ	ベルベーナ
レモンバーム	コウスイハッカ、メリッサ
れんこん	
ローズマリー	
ロメインレタス	コスレタス、立ちちしゃ、レッドロメイン
わけぎ	
わさび	根わさび、葉わさび、畑わさび
わらび	

代表表記	他の表記
アセロラ	
アボカド	
あんず	
いちじく	蓬莱柿、榊井ドーフィン
うめ	
オリーブ	
かき	西条柿、合わせ柿、富有柿、甘柿、渋柿
かりん	
かんきつ	みかん（うんしゅうみかん）、香酸柑橘（ゆず等）以外の柑橘類すべて。品種が多岐に渡るため、申請が出された場合に個別に検討。
きいちご	ラズベリー、ブラックベリー、ワインベリー、ボイセンベリー
キウイフルーツ	ゴールドキウイ、グリーンキウイ、キウイ、ゴールデンキウイ
ぎんなん	
グースベリー	セイヨウスグリ、グズベリー
クコ	
クランベリー	
くり	
くるみ	
桑	マルベリー
コーヒー	実 ※収穫工程まで
さくらんぼ	おうとう（桜桃）
ジューンベリー	
すもも	プルーン、プラム
西洋なし	ラ・フランス
トチュウ	杜仲
ドラゴンフルーツ	
ドリアン	
なし	二十世紀、幸水、豊水 ※日本なしに分類されるもの
ナツハゼ	
ナツメ	
ナツメヤシ	デーツ
ネクタリン	
パインアップル	パイナップル
ハスカップ	
パッションフルーツ	



代表表記	他の表記
バナナ	
パパイヤ	青パパイヤ
びわ	
フェイジョア	
ブラックカラント	クロスグリ、カシス
ぶどう	デラウェア、巨峰、シャインマスカット、神紅、ピオーネ
ヘーゼルナッツ	
ブルーベリー	
マンゴー	マヨンチット
みかん	※うんしゅうみかんに分類されるもの
もも	白桃、おうとう（黄桃）
ゆず	※他の香酸柑橘は申請が出された場合に個別に検討
ライム	
ラベンダー	
りんご	
たばこ	
青果物の種苗	

【農産物（穀物）】

代表表記	他の表記
小豆	あずき、大納言
アマランサス	
あわ	
いんげんまめ（成熟）	金時豆、手亡、うずらまめ、虎豆、大福豆
えごま	えごま（種子） ※葉は青果物
大麦	はだか麦、二条大麦、六条大麦、もち麦
キヌア	
きび	
ごま	白ごま、黒ごま、金ごま
小麦	
米	黒米、陸稲
ささげ	

代表表記	他の表記
そば	だったんそば
大豆	黒豆、青大豆
なたね	
はとむぎ	
ひまわり	ひまわり（種子）
マスタードシード	からし菜（種子） ※葉は青果物
らい麦	
らっかせい（乾燥子実）	なんきんまめ、ピーナッツ
花豆	白花豆、べにばないんげん
そらまめ（成熟）	
なたまめ（成熟）	
えんどうまめ（成熟）	青豌豆、赤豌豆
えん麦	
とうもろこし（穀類）	デントコーン、フリントコーン、爆裂種とうもろこし
穀物の種苗	

### 【農産物（茶）】

代表表記	他の表記
ウーロン茶	烏龍茶
紅茶	
緑茶	煎茶、番茶、ほうじ茶、碾茶、被せ茶、釜炒茶
茶の苗	

### 【畜産物】

代表表記	他の表記
肥育牛	
生乳	
肉用鶏	
鶏卵	
肉用豚	

### 【林産物】

代表表記	他の表記
えのきたけ	えのき
エリンギ	
きくらげ	
しいたけ	
すぎたけ	
たもぎたけ	
なめこ	
はなびらたけ	
ひらたけ	
ぶなしめじ	
ほんしめじ	大黒しめじ
まいたけ	
マッシュルーム	ホワイトマッシュルーム、ブラウンマッシュルーム

※品目名に続けて、菌床・原木の別、生鮮・乾燥の別を括弧書きで記載すること。

【水産物】

代表表記	他の表記
イワガキ	生食用いわがき（イワガキ）

(別添)

用語一覧

(令和6年4月作成)

用語	解説
農産物	農業生産により得られる生産物のこと。美味しまね認証における農産物の生産工程管理基準は、青果物、穀物、茶。
畜産物	動物のうち家畜を繁殖、飼育または肥育し、得られる生産物のこと。美味しまね認証における畜産物の生産工程管理基準は、肥育牛、肉用豚、肉用鶏、鶏卵、生乳。
林産物	主として森林原野において産出される産物のこと。美味しまね認証における林産物の生産工程管理基準は、生鮮きのこ・乾燥きのこ。
水産物	海洋・河川・湖沼などから生産するもの。美味しまね認証における水産物の生産工程管理基準は、生食用イワガキ及び内水面養殖魚。
内水面養殖魚	河川や湖沼（汽水湖も含む）を利用して行う養殖により生産される魚。
生産工程	栽培から出荷までの認証範囲に関わる一連の活動。
生産工程管理	生産工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うこと。
個別認証	以下に定める生産者が個別で取得する認証のこと。 (1) 島根県内で農林水産物を生産する個人 (2) 島根県内で農林水産物を生産する個人が共同管理により生産を行う任意組織 (3) 島根県内で農林水産物を生産する法人
団体認証	団体の定める方針・目的の下に上記(1)～(3)に定める複数の生産者が集まり、代表者及び団体事務局を有する組織により取得された認証。
生産工程管理基準	認証区分ごとに定められた認証基準のこと。
基準書	生産工程管理基準ごとに農家が守らなければならない管理すべきポイントがまとめられた基準文書。
団体事務局基準	団体認証を受ける場合にすべて適合しなければならない基準。
団体・農場管理マニュアル	団体事務局により作成される、団体及び団体を構成する構成員を管理するための手順・ルール等を記載したマニュアル。
栽培工程	播種、育苗、定植、施肥、農薬使用、剪定、更新等の圃場における収穫以外の作業活動をいう。
収穫工程	作物を採取すること。茶の場合は収穫を摘採に読み替える。なお、収穫工程は収穫、収穫後の圃場での調整・箱詰め・一時保管、圃場から出荷先（生産物取扱い施設等）への出荷（積込・輸送・引渡し）までであり、それから先の工程は生産物取扱い工程となる。

用語	解説
取扱い工程	生産物取扱い施設での農林産物の受入、保管、洗浄、選別、調製、商品の性状を変えない簡易な切断、乾燥等簡易な加工、包装、及びこれらの生産物取扱い施設からの出荷（積込・輸送・引渡し）までの工程を指す。
精米工程	原料玄米の精米、選別、等級付け、包装、保管から出荷するまでの工程を指す。
仕上げ茶	最終的に飲食用に供する状態にした茶。抹茶、粉末茶、ティーバッグ等を含む。
仕上げ茶工程	仕上げ茶の製造、包装、保管および出荷するまでの工程を指す。
菌床製造工程	培地調整、瓶詰め、袋詰め、滅菌、放冷、種菌接種および培養するまでの工程を指す。
飼養・畜産物取扱い工程	<p>（家畜）家畜を飼養し、出荷するまでの工程を指す。</p> <p>（生乳）乳用牛の飼養、搾乳、生乳処理・保管および集乳車に出荷するまでの工程を指す。</p> <p>（鶏卵）採卵鶏の飼養、集卵・保管および選別包装者等にて、卵の洗浄、選別、包装作業を行い出荷するまでの工程を指す。</p>
自給飼料生産工程	<p>農場が自ら飼料作物を栽培・収穫し、収穫した飼料作物から飼料を調整・製造するまでを指す。</p> <p>ただし、認証範囲に含むかどうかは選択できる。</p>
工程認証 (第5条)	収穫より後の工程において認証品と非認証品の区分管理が困難な場合について、栽培から収穫、生産物取扱い施設への搬入までの一連の工程（「栽培・収穫工程」という。）を対象とした認証のこと。認証マークの使用はできない。
団体事務局	団体の統治を確実に行うために団体内部に設置される事務局。なお、団体の代表者は、団体事務局の責任者を兼ねることができる。
事務局責任者	団体内で GAP が適切に取り組みされるよう管理する責任者。団体事務局の責任者は、団体の統治の責任を負うため、内部監査に関する十分な知識を有していることが求められる。
構成員	団体を構成する農場、施設等のこと。団体の管理が及ぶ範囲を指す。
施設	<p>経営体が生産のために管理・使用する圃場、ホダ場、草地・畜舎、養殖場等及び施設とする。</p> <p>施設は収穫、飼養、水揚げより後の工程を取り扱う生産物取扱い施設（以下「生産物取扱い施設」という。）、機具や資材の保管倉庫、衛生施設（トイレ、手洗い）、エネルギー関係（重油、電気等）、給排水、家畜の死体の保管場所、家畜排せつ物の管理施設等の関連施設等とする。</p>
生産物取扱い施設	取扱い工程、仕上げ茶工程、精米工程を実施する施設（調製作業場、選果場、ントリーエレベーター、荒茶工場、生産物の保管場所等）。
外部委託	認証の対象となる生産工程に直接関わる作業の一部を外部の組織に委託すること。例えば播種・定植・防除・施肥・剪定・更新・収穫・摘採・生産物取扱い（乾燥・調製、運送等）が相当する。残留農薬検査、設備点検、基盤整備、経理業務等は農林水産物の

用語	解説
	生産工程ではないので該当しない。団体認証における団体に所属する農場間の作業支援及び個別認証における法人内の生産者間の作業支援は外部委託に該当しない。
残留農薬検査等	生産工程において、適切な農薬使用ができていないか、また圃場等のリスク管理が適切にできているかを検証するために行う。県が実施する残留農薬検査等は制度の信頼性を担保するために、残留農薬等検査規程により行う。
青果物	食品の流通、小売における生鮮食品の分類のひとつ。野菜、果物、食用花き等。
穀物	子実を収穫するために栽培される一年生または二年生草本作物、およびその子実（穀実）。
種苗	植物の種子及び苗のこと。
認証マーク	安全で美味しい島根の県産品認証を受けた農林水産物に表示できるマークのこと。 使用については安全で美味しい島根の県産品認証制度マーク使用規程に従うものとする。
現地審査	個別認証の場合は生産者の取組が生産工程管理基準に適合しているか、団体認証の場合は生産工程管理基準と団体事務局基準に適合しているかを、現地審査員によって審査すること。
審査	申請書類（更新申請も含む）を提出した後に受ける現地審査及び専門部会並びに審査委員会による審査のこと。
監査	認証された農林水産物の生産出荷等の状況について、年1回、認証基準に適合しているかを確認するための現地審査及び専門部会並びに審査委員会による点検のこと。
現地審査員	現地審査を実施する者。次の要件を満たす者から農林水産部長が任命する。 （1）農林産物 JGAP 審査員研修又は県が実施する同程度の研修を修了した者。 （2）畜産物 獣医師の資格を有する者。 （3）水産物 衛生管理に関する所定の研修を受講した者。
第三者委員会	制度の公平性及び客観性を確保し、適正な運営を図るため設置される、安全で美味しい島根の県産品認証制度検証委員会（以下、「検証委員会」という。）及び安全で美味しい島根の県産品認証審査委員会（以下、「審査委員会」という。）のこと。 検証委員会は制度に関する検証等を行い、審査委員会は認証基準の設定及び申請のあった認証の可否について審査を行う。
専門部会	審査委員会の中に設置され、次の事務を実施する。審査等の結果を審査委員会に報告する。 （1）認証基準（案）の策定 （2）認証申請に関する事前審査 （3）認証の取り消しに関する事前審査 （4）その他、審査委員会の委員長が必要と認める事項
認証番号	申請ごとに発行され、認証書に記載される番号。

用語	解説
事故等	認証制度や認証製品の信頼が脅かされる事態のこと。

参考)

『JGAP 総合規則 農産 2017』

『JGAP 総合規則 農産 2022』

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 2022』